

インド特許法の基礎(第14回)

～特許の譲渡及び実施許諾～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

特許出願が特許付与可能な状態にあると判断され、拒絶されなかった場合、特許出願人に対して特許証が付与され、かつ、特許付与日が登録簿¹に記録される(第43条)。出願人は特許の被付与者(grantees)として、その名称及び住所が登録簿に登録される(第67条1(x)a))。特許権の被付与者として現に登録簿に登録されている者は「特許権者」と呼ばれる(第2条1(x)p))。

特許権は排他的権利であり、特許権者はその承諾を得ない第三者がインドにおいて特許物品²を製造販売し、特許方法を使用する行為を防止することができる(第48条)。

特許権は移転可能な権利であり、特許権者は特許を譲渡し、実施許諾を行い、その他の方法でこれを処分する権限を有する(第70条)。また法の適用その他の原因によって特許は移転する。特許権の譲渡及び実施許諾は当事者の契約によって自由に行うことができるが、所定の要件を満たさなければその効力を生じず(第68条)、特許庁³に登録の申請(第69条)を行う必要がある点に留意する必要がある。

2. 譲渡等の移転

(1) 譲 渡

譲渡(assignment)の用語は法定されていないが、次の3種類の譲渡があると考えられている⁴。

- ①法律上の譲渡(Legal assignment)
- ②衡平法上の譲渡(Equitable assignment⁵)

1 「登録簿」とは、第67条にいう特許登録簿をいう(第2条1(x))。

2 「特許物品」及び「特許方法」とは、それぞれ現に有効な特許の対象である物品又は方法をいう(第2条1(x)o))。

3 「特許庁」とは、第74条にいう特許庁をいう(第2条1(x)r))。

4 Tamali Sen Gupta (2011). Intellectual Property Law In India: p.61

5 エクイティ上の譲渡 元来は、chose in action(債権)の譲渡のようにコモン・ロー上は無効であるが、エクイティによって強制力を付与される譲渡を意味した。イギリスのLaw of Property Act 1925(財産権法)やアメリカのUniform Commercial Code(統一商事法典)等により、多くのものがlegal assignment、つまりエクイティの助けがなくても効力の発生する譲渡として認められるようになった。しかし、これらの制定法の適用は受けないが、エクイティ上は強制力が付されるものが残っており、それらはなおこの名称でよばれている。(田中英夫(1991). 英米法辞典)